

生駒市規則第 2 3 号

生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則（平成 2 4 年 3 月生駒市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「2, 0 0 0 万円未満」を「3, 0 0 0 万円未満」に改め、同条中第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 1 号から第 1 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 使用料、手数料その他諸収入の減免に関する事（当該減免の額が 1 件 2 0 0 万円未満のもの又は減免の基準が明確なものに限る。）。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。